

郡山市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月16日

郡山市長 椎根健雄

郡山市条例第42号

郡山市手数料条例の一部を改正する条例

郡山市手数料条例（平成11年郡山市条例第46号）の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表第1（第2条、第3条、第8条関係） 法令に基づく事務に係る手数料					別表第1（第2条、第3条、第8条関係） 法令に基づく事務に係る手数料				
号	手数料を徴収する事務	名称	単位	金額	号	手数料を徴収する事務	名称	単位	金額
(略)					(略)				
175	建築基準法施行令第137条の12第 11項の規定に基づく既存の建築物 の大規模の修繕又は大規模の模様 替に係る接道義務の特例の認定の 申請に対する審査	(略)			175	建築基準法施行令第137条の12第 6項の規定に基づく既存の建築物 の大規模の修繕又は大規模の模様 替に係る接道義務の特例の認定の 申請に対する審査	(略)		
176	建築基準法施行令第137条の12第 12項の規定に基づく既存の建築物 の大規模の修繕又は大規模の模様 替に係る道路内建築制限の特例の 認定の申請に対する審査	(略)			176	建築基準法施行令第137条の12第 7項の規定に基づく既存の建築物 の大規模の修繕又は大規模の模様 替に係る道路内建築制限の特例の 認定の申請に対する審査	(略)		
(略)					(略)				
備考 (略)					備考 (略)				

附 則

この条例は、公布の日から施行する。